

令和2年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(令和元年度実施事業対象)

甲 賀 市 教 育 委 員 会

令和2年11月

目 次

■ はじめに	1
■ 点検・評価の流れ及び結果	
1. 点検・評価の流れ	2
2. 事業別点検・評価の結果	2
3. 事業別検証結果	3～6
■ 甲賀市教育行政評価制度の概要	
1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成	7
2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過	7～8
3. 点検・評価の対象となる事業	8
4. 点検・評価の視点	8～9
5. 評価基準	9
■ おわりに	10
■ 資料	
1. 甲賀市附属機関設置条例	

■ はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することと定められています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、令和元年度に実施した事業から評価対象事業を抽出し、教育に関し学識経験を有する方々で構成する「甲賀市教育行政評価委員会」の知見を活用しながら点検及び評価を実施した結果をまとめたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

■ 点検・評価の流れ及び結果

1. 点検・評価の流れ

令和2年度の甲賀市教育行政評価は、事業担当課が作成する点検・評価シートによる担当者評価から始まり、教育委員会事務局次長による2次評価、引き続き甲賀市教育行政評価委員会による各事業担当課へのヒアリングの結果から合議制により最終評価が決定しました。

その結果は、「令和2年度甲賀市教育行政評価答申書」として答申されました。

これらの点検評価結果を参考に、事業の「必要性」、「有効性」及び「効率性」などの分析的評価を加えながら今後の事業の方向性を判断し、次年度以降の事業規模及び手法の改善等、教育委員会の今後の取り組み（具体的方策等）を検討し、本報告書を作成しました。

2. 事業別点検・評価の結果

事業担当課	点検・評価事業名	担当者評価	2次評価	最終評価
学校教育課	① 特別支援事業	A	A	A
	② 学びの支援事業（小学校）	B	B	B
社会教育スポーツ課	③ 各公民館運営事業	B	B	B
歴史文化財課	④ 歴史文化情報化事業	A	B	B

3. 事業別検証結果 次頁資料「教育委員会施策の点検・評価シート」のとおり

令和2年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和元年度実施事業）

事業名★	特別支援事業				
担当部課★	教育委員会事務局学校教育課		所属コード	30101200	
連絡先(ダイヤル)	0748-69-2245		E-mail	koka30101200@city.koka.lg.jp	
総合計画	コード	名称		コード	名称
	分野	18	学校教育・青少年	会計	01 一般会計
				款	10 教育費
				項	01 教育総務費
	施策	55	学校教育の充実	目	03 教育振興費
				大事業	03 教育支援事業
中事業				03 特別支援事業	
小事業	01 特別支援事業				
法令等根拠	障害者の権利に関する条約 学校教育法施行令 甲賀市附属機関設置条例 甲賀市教育支援委員会規則 甲賀市聴覚に障害のある児童生徒に対するFM補聴器貸与要綱				
個別計画等	第2次甲賀市総合計画 教育大綱 第3期甲賀市教育振興基本計画				
開始年度★	平成 16 年度	終了年度	令和 ー 年度		
他部署との関連	保育幼稚園課、発達支援課				

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に(何に)	小学校就学予定児と保護者 小中学校児童生徒と保護者 小中学校教職員
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか	特別な支援を必要とする子どもたちへの適切な就学支援を行うための、調査、審議、助言。 学校内での医療的ケアの実施。 特別支援教育に対する理解を深めるために研修の実施。(保護者・教職員対象)
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか	一人ひとりの特性に合わせた教育、支援の実現。 インクルーシブ教育の推進・充実。
事業概要★	<p>インクルーシブ教育の推進</p> <p>本事業におけるインクルーシブ教育とは、障害者の権利に関する条約に基づく障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。障がいのある児童生徒が、同じ場所で共に学ぶことを追求するとともに、個別的教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる仕組みの整備を目指す。甲賀市としては、三雲養護学校、聾話学校等と連携するとともに、特別支援学級・通級指導教室・通常学級での個別の支援など、多様な学びの場を整備する。また、医療的ケアが必要な児童が市内の学校で共に学ぶことができるよう、学校看護師を配置する。</p> <p>教育支援委員会の開催(年3回)・・・関係機関(医師・学識経験者・教育機関職員・行政機関職員・就学前機関の職員)から20人で構成。児童生徒の一貫した支援体制の構築について審議。</p> <p>学齢期支援専門部会の開催(年2回)・・・水口A・B・Cブロック、土山、甲賀、甲南、信楽の7ブロックに分け、それぞれの学校に就学する児童生徒の学びの場を検討・審議する。(必要回数)</p> <p>学校看護師2名の配置・・・小児1型糖尿病の児童の血糖値の管理・排尿障害のある児童の導尿を行う。(必要回数)</p> <p>特別支援学級支援員1名の配置・・・三雲養護学校聾児童が複数在籍する学校へ支援員の配置。</p> <p>次年度のニーズに合わせた看護師・支援員の確保及び雇用準備</p> <p>保護者向け研修会の実施(年4回)</p> <p>特別支援コーディネーター研修会の実施(年3回)・・・各学校で特別支援教育を中心となって進める役割を担う教員への研修を行い、力量を高める。</p>	

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱(大区分)	(3)	青少年の健全育成
教育施策(中区分)	①	一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実	

担当課評価	評価欄	必要とされる教育的支援は、多様化しているが、丁寧な審議を行い、ニーズに合った対応ができた。研修事業については、必要な回数で実施。学校看護師による医療的ケアによって2名の対象児の地域の学校での安全な学校生活を送ることができた。
	A	

教育委員会事務局点検・評価(2次評価)	
評価	コメント
A	特別な支援を必要とする子どもたちに適切な就学支援や教育支援を行うため、専門的な知識を有する方や関係各課職員、保育教育機関職員による特別支援委員会を設置し、幅広い見地から子どもたちの現状把握、支援の検討、助言を適切に行っている。また、基礎疾患のある児童に対して看護師を配置し、医療的ケアを適切に行うことで地域の学校生活を安心して過ごすことができていた。さらに、教職員や保護者を対象とした特別支援教育に関する研修を計画的に開催し、教育実践につなげたり、児童生徒の適切な支援の在り方について理解を深めたりできている。引き続き、事業の充実にも努める必要があると考える。

令和元年度			
	予算額	決算額	
	6,445,000	5,616,275	
財源内訳	国庫支出金	1,802,000	1,563,000
	県費支出金	2,186,000	1,648,000
	地方債		
	その他特定財源		
一般財源	2,457,000	2,405,275	

項目	評価	コメント
必要性	適切	特別な支援を必要とする子どもたちの適切な就学支援、その他の教育支援を行うために、調査・審議・助言を行うことが必要。基礎疾患を持つ児童生徒が、地域の学校で学ぶためには医療的ケアを行うことができる学校看護師の配置が必要。特別支援教育の推進のためには、情報の提供や研修会が必要。
有効性	適切	教育支援委員会の委員を、医師・学識経験者・教育機関職員・行政機関職員・就学前機関の職員に委嘱し、幅広い見地から教育的ニーズや教育支援を検討することが可能。基礎疾患のある児童の医療的ケアを学校で行うことで、対象児や保護者の負担を看護師により軽減でき、地域の学校で学ぶインクルーシブ教育を実現。
効率性	適切	多くの事例を丁寧に取り扱う必要があるため、検討には膨大な時間が必要である。教育支援委員会・専門部会を組織することで、チームを組んで総合的な見地から、審議することが可能。市内園児児童生徒の特別な支援や医療的ケアについてのニーズを把握し、必要な情報を得ることが可能。看護師による医療的ケアを適切に迅速に行うことが可能。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

教育行政評価委員会点検・評価(最終評価)	
評価	コメント
A	特別な支援を必要とする児童・生徒にとって重要な事業であり、医師や教育・行政関係者が連携し、保護者の意向も反映して丁寧に対応されていることは評価できる。今後も学校関係者、保護者を含めた研修がより充実するよう進めていただきたい。そして、幼保小中の教職員が児童・生徒個々の教育支援計画について共通した認識を持ち、一貫した特別支援教育となるよう充実させていきたい。

成果指標	目標値	教育支援委員会において、支援を要する児童生徒の教育的ニーズ・支援方法の検討・審議を9月末までに行い、保護者と就学について合意形成を図る。 医療的ケアを必要とする児童が、市内の学校で学ぶことができる。 教職員・保護者の研修会を開催し、特別支援教育に対する理解を深めるとともに、適切な支援の合意形成を図る。
	実績値	教育支援委員会での検討・審議(就学前園児85事例・小中学生185事例) 学校看護師2名を配置することにより、2名の対象児の地域の学校での安全な学校生活を送ることができた。 次年度の学校看護師4名の雇用準備完了。 研修会の実施。(保護者向け4回・特別支援コーディネーター4回)

項目	判断	コメント
事業規模	維持	教育的支援については、総合的な見地から審議する必要があることから、現在の教育支援委員会の規模は適切である。 適正な人数の学校看護師を配置することで、医療的ケアが必要な児童生徒の地域の学校での学びを保障することができている。
手法改善	軽微な改善	保護者向け研修会において、就学先決定の流れや基準についての情報をわかりやすく伝えられるよう、持ち方や資料の改善を図る。 十分な配置ができない場合は、学校看護師が児童の実態に合わせた、市内の学校を巡回しやすい体制を作るなど改善を図る。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休止		

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み(具体的方策)等について	
<p>今後も専門的な知識を有する方や関係各課職員、保育教育機関職員等により、幅広い見地から子どもたちの現状把握、支援の検討を行うなど、子どもたちの自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導が行えるよう、委員会の働きをより高めてまいります。また、医療的ケアが必要な児童生徒などが地域の学校で安心して学習や生活ができるよう、看護師や特別支援学級支援員を引き続き配置してまいります。</p> <p>保護者への研修会は、子どもの状況を的確に把握した上で、就学決定の流れや基準など特別支援教育に関する情報を、わかりやすく伝えられるようにして、保護者の不安を解消します。また、教職員研修については、子ども理解や実践につながるよう、特別支援コーディネーターを核として充実を図ります。</p> <p>教育支援計画は、令和2年度導入の統合型校務支援システムを活用するなど、関係者の共通した認識の下、一貫した特別支援教育の資料となるよう充実にも努めてまいります。</p>	

具体的な改善策、今後の展望等	保護者向け研修会において、就学先決定の流れや基準についての情報をわかりやすく伝えられるよう、持ち方や資料の改善を図る。
----------------	---

令和2年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和元年度実施事業）

事業名★	学びの支援事業（小学校）						
担当部課★	教育委員会事務局 学校教育課		所属コード	30101200			
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2244		E-mail	koka30101200@city.koka.lg.jp			
総合計画	コード	名称			コード	名称	
	分野	18	学校教育・青少年			会計	01 一般会計
						款	10 教育費
	施策	55	学校教育の充実			項	02 小学校費
						目	02 教育振興費
						大事業	01 小学校教育振興事業
			中事業	03 小学校教育支援事業			
			小事業	01 学びの支援事業（小学校）			
法令等根拠							
個別計画等	第2次甲賀市総合計画 教育大綱 第3期甲賀市教育振興基本計画						
開始年度★	平成	27	年度	終了年度	令和 - 年度		
他部署との関連							

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 小学校児童
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 低学年である2年、3年の多人数学級に支援員を配置して、少人数学習を実施し生活指導及び教科指導をきめ細やかに行う。地域の人材活用により、体験的な学習、授業中の支援、放課後、夏休み等の補充学習支援等を行う。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 支援員配置により、きめこまやかな指導ができ、児童が落ちついて学習に取り組み、学校生活を送ることができる。ボランティアによる放課後、夏休み教室の開催等により、基礎学力の充実を図る。また、体験活動の支援を行うことで地域学を一層充実させることができ、児童の地域をより良くしようとする態度を育てることができる。
事業概要★	○小学校における少人数学習の実施…多人数の学級（小学校2、3年 32人以上）に支援員を配置した。 ○地域学の充実のための体験活動の実施…地域の人材の協力により行う。 小学1年2年は、生活科 小学3年～6年は、総合的な学習の時間 小学5年6年は、家庭科 他 令和元年度 少人数学習対応（3学級） 919千円（報酬876千円通勤手当43千円） （伴谷小1、水口小1、甲南中部小1） 地域講師（ボランティア）保険料 246千円 21校分 【ボランティアによる学習サポート例】 田植え・稲刈り体験、昔あそび、福祉体験、夏の星座学習、茶摘み体験、野洲川環境学習、写生会、点字学習 卒業記念品づくり、絵手紙、ミシン学習指導補助、「すいりょう節」指導、藍のたたき染め体験、折紙・俳句教室 梅干づくり、作陶・窯詰め・窯焚き、しめ縄づくり、朴葉餅づくり 等

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	B	学校教育・青少年の健全育成
	教育施策の柱（大区分）	(1)	学校教育の充実
教育施策（中区分）	⑤	地域学の推進と特色ある学校づくり	

担当課評価	評価欄	支援員を配置したことにより、きめ細かな生活指導、学習支援を行うことができた。各教科、行事等において、地域人材による学習サポートを受けることにより、地域学の推進を図ることができた。
		B

教育委員会事務局点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	小学校における少人数指導については、多人数学級での児童一人ひとりに対するきめ細やかな生活指導や学習支援が実施できた。今後、多人数学級の課題への対応については必要な人員を確保が求められる。また、各小学校における特色ある体験活動を充実したものとするため、地域ボランティアの方々も活動しやすい状況をつくり、継続した事業の推進に努めていく必要がある。

令和元年度			
財源内訳		予算額	決算額
		1,267,000	1,163,326
	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
一般財源	1,267,000	1,163,326	

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	概ね適切	小学校2、3年生の多人数学級において、一人ひとりの児童に、生活指導や学習支援をきめ細やかに行うため、支援員を必要数配置することが必要。郷土を誇りに思い、地域に参画していこうとする子どもを育てる必要がある。
	有効性	概ね適切	児童一人ひとりにきめ細かな指導をすることができる。多くの地域の人材に協力いただき、学校ごとに多様な学習ができる。
	効率性	概ね適切	少人数学習対応の支援員を配置することにより、落ち着いた学級運営をすることができる。学校の近隣に居住する、学習内容にふさわしい地域人材に協力いただき、授業が充実する。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	小学校2、3年の多人数学級への支援員の配置については、行き届いた教育環境が整えられ、大変有効である。しかしながら、確かな学力向上事業、特色ある学校づくり、地域学を学ぶ事業などは、内容が似ているので、事業の統合整理をする必要がある。今後は、学習支援員やICT支援員等、専門的知識を持った支援員の拡充が必要であることから、支援員の増員をお願いしたい。また、市から提案されている地域学のカリキュラムの原案については、各地域の実態に応じて、小中9年間を見通した理解と実績についての検証が必要である。

行動計画★	計画	少人数学習対応をするため、多人数学級へ支援員を配置する。地域学を教育実践をするため、地域の協力を得て、地域ボランティア人材により学習活動を支援いただく。
	実績	少人数学習対応の支援員を3名配置した。市内小学校21校、のべ1380名のボランティアにより、学習活動のサポートを実施した。

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	休廃止	少人数学習対応の支援員の配置は、今後も必要と考えるため、確かな学力向上事業の「特別支援員」により対応する。
		維持	地域学推進と特色ある学校づくりのため、地域人材による学習活動のサポートは今後も継続する。
	手法改善	休廃止	確かな学力向上事業の「特別支援員」により対応する。
維持		地域の協力を得て、地域ボランティア人材により学習活動を支援いただく。	
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
小学校2、3年生の多人数学級への支援員の配置については、支援員の配置という点において共通していることから、確かな学力向上事業に統合しました。一方、確かな学力向上事業、特色ある学校づくり事業、ふるさと甲賀地域学推進事業については、その学習内容に重複が見られるため、精選や見直しなどの整理を進めていきます。また、支援員の充実については、確かな学力向上事業において、必要に応じ内容に特化した専門的な支援員を増員するなど、その配置を検討します。地域学のカリキュラムについては、地域や各校の実態、児童生徒の発達段階に応じて、小中9年間を見直し、学びが系統的に深まるよう見直しを図ってまいります。	

具体的な改善策、今後の展望等	少人数学習対応の支援員の配置は、今後も必要と考えるため、確かな学力向上事業の「特別支援員」により対応する。地域学推進と特色ある学校づくりのため、地域人材による学習活動のサポートは今後も継続する。
----------------	---

令和2年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和元年度実施事業）

事業名★	各公民館運営事業				
担当部課★	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課		所属コード	30104500	
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2248		E-mail	koka30104500@city.koka.lg.jp	
総合計画	コード	名称			
	分野	7	生涯学習・文化・スポーツ		
			会計	01	一般会計
	施策	15	生涯学習環境の充実		
			款	10	教育費
			項	05	社会教育費
目			02	公民館費	
大事業	02	公民館管理運営経費			
中事業	02	公民館運営事業			
小事業					
法令等根拠	社会教育法 第3条、第5条、第20条～第42条 甲賀市公民館条例及び同施行規則				
個別計画等	第3期甲賀市教育振興基本計画				
開始年度★	平成 16 年度	終了年度	令和 ー 年度		
他部署との関連					

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 全ての市民
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 人づくり、地域づくりに欠かせない、人権・環境・健康・福祉の学習を柱として、地域の要望や身近な地域課題を解決するための学習機会や世代を超えた学びあいの機会を提供する。また、自主学習団体の育成や、生涯学習社会づくりの推進を図る。公民館の自主事業をはじめ、NPO法人地域で創る土曜日夢の学習（以下「夢の学習」とする）に公民館事業の委託を行う。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 公民館は、地域に密着した生涯学習の拠点施設として、青少年から高齢者まで市民一人ひとりが学ぶ楽しさ、交流することの喜びを実感し、学びを地域で活かすことができる。公民館職員の配置が減少する中、夢の学習へ事業を委託するで、地域のボランティアスタッフとして多くの皆様に関わってもらうことにより、より効果的な事業を開催することができる。
事業概要★	公民館の自主事業に加え、夢の学習へ事業を委託 平成30年度：水口中央公民館、甲南公民館、信楽中央公民館で実施 令和元年度：残る2か所の甲賀公民館、土山中央公民館においても併せて実施 事業の概要：社会教育の手法を用いた組織的な教育による学びを積極的に提供し、参加する人と学びを提供する人が互いに学びあい、学ぶ楽しさを知り、学ぶことの大切さと教育の必要性を理解していただけるよう、次の事業を実施する。 ①地域の学習支援者による親子を対象とした講座を実施し、家庭教育の情報提供や、世代間交流、相談、課題解決の場とする。 ②アンケート等の実施により課題を分析し、新たな学びや手法を研究し、講座を行う。また、課題解決のために地域の人材を発掘する。 ③学びを通じたつながりの中で、課題に気づき、相談しやすい環境をつくるとともに、課題解決方法や情報を積み上げ、自助・互助・共助の充実を図る。また、まちづくりへの意識や具体的な取組への意欲を高めるための場づくりを行う。 ④市の施策や地域支援につなげることができるよう、まちづくりへの関心や参加意欲を醸成し、事業実施の中で見えてきた課題や課題解決のための情報を関係機関と共有する。

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	C	生涯学習・文化・スポーツ
	教育施策の柱（大区分）	(1)	生涯学習環境の充実
教育施策（中区分）	①	いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実	

担当課評価	評価欄	公民館事業を夢の学習に委託することで、年間966講座、延べ12,759人の参加を得ており、地域における生涯学習の推進につながっている。現在も地域ボランティアの拡充をはじめ、少子高齢化など地域課題の解決に向けた取組も進めており、今後も夢の学習に事業委託することで、地域における生涯学習の推進に努めたい。
	B	

教育委員会事務局点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	平成30年度から段階的に導入した夢の学習は講座数、参加者数ともに実績を伸ばしてきている。また、事業に関わるボランティアも400人を数え、参加する人と学びを提供する人が互いに学びあう体制は充実が進んできている。単なる講座で済まず、高齢者の生きがいづくり、協働のまちづくりへの意識向上、放課後の子どもの居場所づくりなど多面的な効果を生みつつある。今後は、学校、自治振興会と一層の連携を図ることで『地域学校協働活動』の推進や『地域共生社会（我が事・丸ごと）』の構築につながっていくことを期待する。

令和元年度			
財源内訳	国庫支出金		
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源		
	一般財源	35,429,000	31,371,164
	予算額	35,429,000	31,371,164
決算額			

項目	評価	コメント
必要性	概ね適切	現在の公民館では、教育をコーディネートする力が不足してきており、発展的かつ持続的に有効な社会教育を提供することが困難な状況となっていることから、夢の学習に事業を委託することで、学習支援や高齢者の生きがいづくり、協働のまちづくり、放課後の子どもの居場所づくりにつながると、多面的に展開する手法として必要不可欠な事業である。
有効性	概ね適切	公民館講座の参加者をはじめ、それに関わっていただく地域のボランティアの皆様が生きがいづくりにつながっており、大変有効な事業のひとつである。
効率性	概ね適切	夢の学習に事業を委託し、400人の地域ボランティアに参画いただくことで、地域が抱える課題や新たな課題に気づき、課題解決方法や情報が拡がり、学びが人と人をつなぐことにより、地域における生涯学習の推進に大きくつながっている。将来的には、1,000人の地域ボランティアを育成する予定である。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切		

教育行政評価委員点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	市民が主体的に生涯学習を推進する方向でNPO法人と連携しながら取組を進められていることは評価できる。今後は、幅広い層の参加を得るため市内の施設に分散して学習の場を上げたり、出前講座を設けたりしながら、他事業との均衡も考慮して取組を進めていただきたい。また、受益者負担の原則から費用徴収についても検討が必要である。一方、市は公民館事業全体を主導的に推進する立場にあるので、直接実施する事業と外部委託する事業の区別を明確にしつつ将来像を示すほか、既存の団体等に理解を得ながら連携を図るなど、リーダーシップを発揮されたい。

行動計画★	計画	家庭教育力の向上ならびに地域における持続的な生涯学習社会の実現のため、公民館における自主事業をはじめ、夢の学習に事業を実施する。
	実績	公民館自主事業133講座、延べ2,040人参加 夢の学習に事業委託 年間966講座、12,759人参加

成果指標	目標値	公民館自主事業 150講座、延べ2,500人参加 夢の学習 市内全域1,000講座、延べ15,000人 地域ボランティア数 1,000人
	実績値	公民館自主事業 133講座、延べ2,040人 夢の学習 市内全域966講座、延べ12,759人 地域ボランティア数 400人

項目	判断	コメント
事業規模	維持	毎週土曜日の事業実施を基本としながら、地域の実情に合わせて平日、日曜日も含め、年間概ね1,000講座の様々な学びを提供している。
手法改善	維持	夢の学習については、活動から5年目を迎えるが、現在、地域ボランティア約400人、令和元年度は966講座を実施している。引き続き公民館職員との一層の連携を図りながら、地域における生涯学習の推進のため、人と学びをつなぎ、学びを拡げる社会教育事業を委託していく。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止		

具体的な改善策、今後の展望等	現在、本市においては地域学校協働活動の設置に向けた協議を行っており、今後子どもから高齢者まで地域において学習支援できる体制づくりを構築するため、夢の学習をはじめ学校、地域（自治振興会）と一層の連携を図る必要がある。
----------------	---

教育行政評価委員点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
公民館事業については、公民館職員と夢の学習スタッフが、より一層の連携を図りながら、市内全域で年間1,000講座、地域ボランティア1,000人の参画を目標に、多くの市民が主体的に関わる取組を進めてまいります。今後も引き続き夢の学習に事業を委託し、子どもから高齢者までが参画できるよう身近な公共施設における学習支援体制を構築するとともに、地域の高齢者の生きがいづくりに努めてまいります。 事業実施については全ての事業を委託するのではなく、地域課題や要請に応じて、直接実施する事業と外部委託する事業との区別を明確にしてまいります。また、外部委託においても企画立案や広報宣伝並びに地域課題の把握などについて、市が主体的に関わり、今後の生涯学習事業のあり方を受益者負担の必要性も含め検証した上で、夢の学習をはじめ、各種団体と連携を図りながら、より充実した公民館事業となるよう進めてまいります。	

令和2年度 甲賀市教育委員会施策の点検・評価シート（令和元年度実施事業）

事業名★	歴史文化情報化事業				
担当部課★	教育委員会事務局 歴史文化財課		所属コード	30109000	
連絡先（ダイヤル）	0748-69-2250		E-mail	koka30109000@city.koka.lg.jp	
総合計画	コード	名称			
	分野	6	歴史・文化財		
			会計	01	一般会計
	施策	14	文化財等の活用		
			款	10	教育費
			項	05	社会教育費
目			04	文化財保護費	
予算科目	大事業	02	文化財保護推進事業		
予算科目	中事業	06	歴史文化情報化事業		
予算科目	小事業	01	歴史文化情報化事業		
法令等根拠	文化財保護法 甲賀市文化財保護条例				
個別計画等	甲賀市文化財保護基本方針				
開始年度★	平成 29 年度	終了年度	令和 ー 年度		
他部署との関連	政策推進課、観光企画推進課、都市計画課				

事業の目的等★	(1) 対象・・・誰に（何に） 市内所在の文化財、文化財を保存・活用する市民・関係団体など
	(2) 活動内容・・・どのようなことを行うのか 地域の文化財を総合的かつ面的に把握し、保存継承を図るとともに、文化財を地域の資源として、当市の魅力発信と地域振興に活用することを目的とし、文化財の保存・活用の方針と、それにかかわる取組を示した「甲賀市文化財保存活用地域計画」を策定する。
	(3) 期待できる効果・成果・・・どのような成果・効果が期待できるのか 計画の策定により、地域における文化財の保存・活用のための取組の計画的・継続的実施と、多様な関係者が参画した地域総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の推進が図れる。
事業概要★	○文化財保存活用地域計画策定 ・文化財保存活用地域計画策定委員会での検討 3回 ・パブリックコメントの実施 ・文化財保存活用地域計画策定支援業務委託
	○文化財の調査・情報発信 ・忍者関係など、古文書の調査、解読、整理作業 ・文化財情報の活用（出前講座や観光関連事業への活用など）

教育振興基本計画	コード	名称	
	教育分野	D	歴史・文化財
	教育施策の柱（大区分）	(2)	文化財等の活用
教育施策（中区分）	①	市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信	

担当課評価	評価欄	文化財保存活用地域計画の策定にあたり、委員会を開催し、内容の協議を行うとともに、文化財保護審議会や市議会・教育委員会での意見聴取やパブリック・コメントを実施し、計画内容へ反映した。 また、文化財調査として市内古文書調査を行うほか、出前講座への講師派遣、忍者関係資料の報告書作成など文化財情報の活用を行った。
	A	

教育委員会事務局点検・評価（2次評価）	
評価	コメント
B	文化財保存活用地域計画については、予定通り事業を進め策定できた。過疎化、少子高齢化が進む中、文化財の滅失や散逸等の課題に対応するとともに、まちづくりの核として継承・活用が図られることが事業目的であるので、今後は地域、関係団体等とともに具体的な「活用」策の実行が求められる。 また、文化財の調査・情報発信については、講座への講師派遣などを通じ、地道に継続して取り組んでいるが、今後はICTの活用等も検討し充実する必要がある。

令和元年度			
財源内訳		予算額	決算額
		5,955,000	5,548,910
	国庫支出金	1,500,000	1,500,000
	県費支出金		
	地方債		
	その他特定財源	728,000	430,057
一般財源	3,727,000	3,618,853	

事業の評価	項目	評価	コメント
	必要性	適切	過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であることから、文化財保護法に基づく文化財の保存・活用に関する計画を作成し、文化財をまちづくりの核として、その継承や活用に取り組んでいくことが必要となっている。
	有効性	適切	文化財の保存・活用の方針や取組を示した計画を策定することで、目指すべき方向性を明確にし、具体的な取組を計画的に実施することができることにも、交付金の活用が可能になる。また、講座や観光関連など文化財情報の活用も図れる。
	効率性	適切	計画の策定により、文化財の保存・活用が、まちづくりや観光などの分野とも連携して、総合的に進められる。
●評価：適切・概ね適切・やや不適切・不適切			

教育行政評価委員会点検・評価（最終評価）	
評価	コメント
B	市内の文化財を網羅し、文化財保存活用地域計画を策定されたことは評価できる。今後は、早急に市民へ計画の周知を図っていただきたい。その上でQRコードの活用やVR体験などを含め、ICTを活用しながら子どもや若者にも積極的に文化財情報の発信を行うことが望まれる。また、NPO法人等民間団体及び他部署と連携を図り、さらに観光資源として文化財を活用し、甲賀市のPRにつなげていくことを期待する。

行動計画★	計画	文化財保存活用地域計画作成 文化財調査の実施 文化財情報の活用
	実績	文化財保存活用地域計画作成 文化財調査を実施（古文書） 講座や観光関連事業へ活用

事業の方向性	項目	判断	コメント
	事業規模	維持	計画については、令和2年度に文化庁の認定を受け、冊子や概要版を作成する。今後は、計画に基づいた文化財調査の実施や文化財の活用を図っていく。
	手法改善	維持	計画に基づき、市民が地域の文化財に関心を持てるような機会を設け、文化財の活用などについて、文化財所有者や地域、関係団体、市関係部局など、さまざまな人々が参画して進めていけるよう取り組んでいく。
●事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止 ●手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止			

教育行政評価委員会点検・評価結果を踏まえての教育委員会の今後の取り組み（具体的方策）等について	
市ホームページや印刷物などによって、早急に文化財保存活用地域計画の周知を図るとともに、計画に基づき、文化財の保存・活用を進めてまいります。 今後は、文化財を生かした東海道土山宿のにぎわい再生事業や、水口岡山城・紫香楽宮等の史跡活用、地域と協力したエコツーリズムの推進やICTなどを活用した歴史文化の情報発信など、文化財所有者や地域、関係団体、市関係部局と連携し、まちづくりや観光資源として活用できるよう推進してまいります。	

具体的な改善策、今後の展望等	計画に基づき、文化財所有者や地域、関係団体、市関係部局などと連携を図りながら、文化財の保存・活用にかかる取組を進めていく。
----------------	---

1. 甲賀市教育行政評価委員会の構成

甲賀市附属機関設置条例に基づき下記のとおり委嘱しました。人数：5人

委員名簿

(資料「甲賀市附属機関設置条例」参照)

役職	氏名	分野	任期
委員長	中井 れい子	社会教育経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日 平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日
副委員長	田村 勝代	教育行政経験者	平成28年5月1日～平成28年5月31日 平成28年6月1日～平成30年5月31日 平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	北川 昌美	学校教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	林 善彦	社会教育経験者	令和2年6月1日～令和4年5月31日
委員	望月 善博	民間企業経営者等	平成30年6月1日～令和2年5月31日 令和2年6月1日～令和4年5月31日

2. 甲賀市教育行政評価委員会の活動経過

甲賀市教育行政評価委員会は、点検・評価対象事業を選定し、教育委員会事務局が行った事務事業に対して、事業担当課からヒアリングを実施しました。

ヒアリングにおける説明や質疑、委員ごとに各事業を評価し、教育行政評価委員会として、評価結果の決定及び答申書を作成されました。

委員会の活動経過は、下記のとおりです。

日時	内容
書面にて実施	第1回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 令和2年度教育行政評価の進め方等について ・ 会議の公表について

令和2年7月3日（金） 10時00分～12時00分	第2回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 点検及び評価の対象事業の選定について
令和2年8月18日（火） 9時00分～11時30分	第3回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 最終評価にかかるヒアリング実施 4事業 (学校教育課、社会教育スポーツ課、歴史文化財課)
令和2年9月28日（月） 9時00分～11時15分	第4回甲賀市教育行政評価委員会 ・ 事業別最終評価の確定及び所見について
令和2年10月14日（水）	・ 甲賀市教育行政評価答申書提出

3. 点検・評価の対象となる事業

(1) 対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」と規定されている事業で、「甲賀市教育振興基本計画」により計画されている主要施策等を中心に評価を行いました。

(2) 対象事業の選定方法

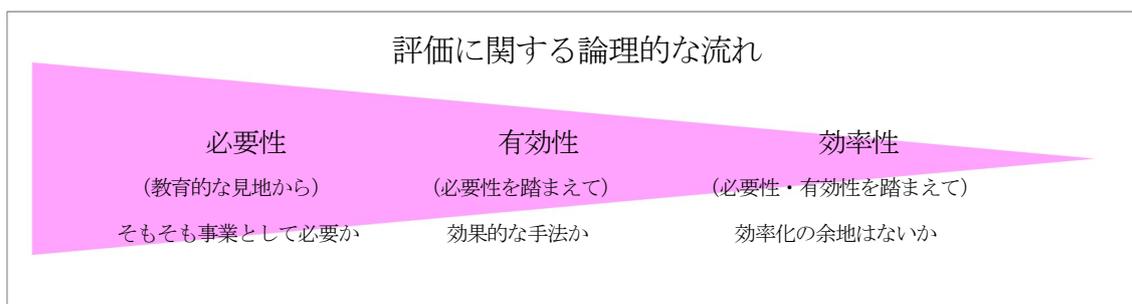
点検・評価対象事業の選定作業は次の方法で選定しました。

- I 各委員が評価すべき事務事業を抽出。
- II 抽出された事務事業を必要に応じて、事業担当課の概要説明を求めながら委員の合議制により4事業を最終決定。

4. 点検・評価の視点

評価項目は、「目的の必要性」、「成果の有効性」、「手法の効率性」とし、評価については、事業の効率性だけではなく、大局（教育的見地から必要か）から局部（施策を実施するためのコストは適正か）へ分析的評価を行いました。

また、分析的評価を踏まえて今後の事業の方向性（事業の規模、手法の改善）を判断しました。



5. 評価基準

施策の目標に対して、「必要性」、「有効性」及び「効率性」等を総合的に判断し、下記に示す5区分から達成度を評価しました。

評価	評価基準
S	予想以上に効果的で優れた取り組みを行っている ○ 予想以上に効果的で他の事業にも影響を与える等優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて予想以上の成果を上げた ○ 課題や問題点が全くなかった
A	順調に達成している ○ 効果的で優れた取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて大きな成果を上げた ○ 課題や問題点はほとんどなかった
B	概ね順調に達成している ○ 効果的な取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて一定の成果を上げた ○ 課題や問題点が多少残った
C	達成見込みであるが一部課題がある ○ 取り組みを行った ○ 活動及び施策の目的達成に向けて多少の成果を上げた ○ 課題や問題点が多く残った
D	達成に向け困難な課題がある ○ 取り組みを行わなかった ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果が上がらなかった ○ 大きな課題や問題点が多く残った

■ おわりに

甲賀市教育委員会では、本市のめざす教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を「甲賀市教育大綱」で定め、具現化した「第3期甲賀市教育振興基本計画」（令和元年度からの5年間を計画期間とする）に基づき、教育施策を推進しています。

これまでも、効果的な教育行政の推進を目的に、学識経験者の知見を活用しながら主要施策を中心に担当課等の担当者評価及び内部評価を踏まえ、効果的な教育行政に取り組んできたところですが、さらに、事業効果を高めるPDCAサイクルを確立する有効な手段として、この点検・評価を最大限に生かし、今後も、継続的に改善や工夫に取り組みながら、市民の皆様によりご満足いただけるサービスの提供と説明責任を果たせるよう努めてまいります。

○甲賀市附属機関設置条例

平成25年12月18日

条例第35号

改正 平成27年6月15日条例第17号

平成28年3月9日条例第3号

平成28年6月22日条例第18号

平成29年3月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成17年甲賀市条例第1号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成17年甲賀市条例第2号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成20年甲賀市条例第43号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成17年甲賀市条例第24号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成17年甲賀市条例第27号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成17年甲賀市条例第18号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

付 則（平成27年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後、最初に委嘱される甲賀市地域福祉計画審議会の委員の任期は、別表の1の表の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

付 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の甲賀市附属機関設置条例に定める甲賀市公共下水道事業審議会及びその委員は、甲賀市下水道審議会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。

付 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員 数	委員の任 期
甲賀市総合 計画審議会	総合計画の策定及びその推 進に関する事項について調 査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市公共 交通活性化 まちづくり 推進協議会	持続可能なまちづくりの概 念を基本とした公共交通体 系及び基本構想策定につい て調査及び研究し、審議す ること。	(1) 市長が指名する 職員 (2) その他市長が適 当と認める者	25 人以 内	1年
甲賀市国際 化推進委員 会	国際化推進計画の策定につ いて調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代 表者 (3) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	1年
甲賀市特別 職報酬等審 議会	議会の議員の議員報酬の額 及び特別職の職員で非常勤 のもの報酬の額並びに市 長、副市長及び教育長の給料 の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団 体等の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	10 人以 内	委嘱の日 から審議 が終了す る日まで
甲賀市指定 管理者選定 委員会	公の施設の指定管理者の選 定に関する事項について審 査すること。	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公の施設の利用 者 (3) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市行政	行政改革に関する事項につ	(1) 学識経験を有す	10	2年

改革推進委員会	いて調査し、審議すること。	る者 (2) その他市長が適 当と認める者	人以 内	
甲賀市公有財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適 当と認める者	7人 以内	2年
甲賀市入札監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適 当と認める者	5人 以内	2年
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域福祉関係団体の代表者 (4) 社会福祉事業関係団体の職員 (5) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市商工業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 商工業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適	18 人以 内	2年

		当と認める者		
甲賀市男女 共同参画審 議会	男女共同参画社会の形成に 関する基本的かつ総合的な 事項について調査し、審議す ること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) その他市長が適 当と認める者	15 人以 内	2年
甲賀市観光 振興計画審 議会	観光振興計画の策定及びそ の推進について調査し、審議 すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有す る者 (3) 観光等産業関係 団体の代表者及び構成 員 (4) その他市長が適 当と認める者	12 人以 内	2年
甲賀市下水 道審議会	下水道事業の経営、将来計画 及び健全な運営並びに汚水 処理に関する事項について 調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適 当と認める者	20 人以 内	2年
甲賀市立信 楽中央病院 経営評価委 員会	病院改革プランの改定並び に実施状況を点検及び評価 し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 学識経験を有す る者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 福祉関係者 (5) その他市長が適 当と認める者	6人 以内	3年
甲賀市水口 医療介護セ ンター経営	経営計画の改定並びに実施 状況を点検及び評価し、審議 すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有す	8人 以内	3年

評価委員会	る者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 福祉関係者 (6) その他市長が適当と認める者		
-------	---	--	--

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援その他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言すること。	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 教育委員会が指名する職員 (6) その他教育委員会が適当と認める者	35人以内	1年
甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	青少年を対象とした安全で効果的な自然体験活動の普及推進について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 青少年関係団体の代表者 (3) 関係行政機関の	10人以内	2年

		職員 (4) 教育委員会が指名する職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者		
甲賀市文化のまちづくり審議会	文化芸術の振興及び施設について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	15人以内	2年

3 選挙管理委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市投票区域編成審議会	投票区域の編成に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民を代表する者 (2) 選挙管理委員会が指名する職員 (3) その他選挙管理委員会が適当と認める者	15人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで